

くらしの情報



4月のリサイクル回収日！



《4月2日》

・新高倉・拓新・武田・新樺・西高倉・基線の一部・豊野の一部・新湧の一部・西篠津の一部

《4月7日》

・基線・栗粟・下達布・袋達布・中篠津・新西篠津・西篠津・西原・中原・川下
・上達布の一部・平安の一部・豊野の一部

《4月8日、22日》

・中央

《4月15日》

・新湧・北新・高倉・川上・上篠津・豊ヶ丘・沼ノ端・上達布・平安・豊野



「遊ゆうクラブ」～4月の教室開催のご案内～

●バドミントン●

- 期日：4月7・14・21・28日（火）
- 時間：午後7時～午後9時
- 場所：B&G体育館
- 指導者：遊ゆうクラブ指導者
- 対象：4/7・21 小学生の部
4/14・28 中学生以上の部
- 募集：15名程度（※受付は当日会場）
- 受講料：会員200円
非会員400円

●スポーツ塾●

- 期日：4月3・17日（金）
- 時間：午後7時～午後9時
- 場所：B&G体育館
- 指導者：遊ゆうクラブ指導者
- 対象：小学生以上、一般
- 募集：20名程度
（※受付は当日会場）
- 受講料：会員200円
非会員400円

4月からスポーツ教室のメニューを一部変更しました。
新たに「スポーツ塾」として、子どもから大人まで楽しめるニュースポーツなどのプログラムを企画していますので、たくさんの参加をお待ちしております。（詳しくは4月上旬の新聞折込をご覧ください。）



○問合せ「遊ゆうクラブ」事務局 松永☎57-2451 丸山☎58-3246

第1回 「登記しなくても大丈夫？」

Q 最近父が亡くなりましたが、父名義の不動産の登記は、そのままにしておいても大丈夫ですか？

A 相続登記は、いつまでにしなければならないという決まりはありません。しかし、登記名義をそのまま放置しておくと、次の問題が発生します。

- ① 相続人のうち誰かが亡くなってしまうと新たな相続が発生するなど権利関係が複雑になってしまう。そのため、相続人間のトラブルが発生しやすくなる。
- ② 相続人が認知症などになってしまった場合、裁判所に成年後見人を選任してもらわなければならないなど、その手続きに余分な時間や費用がかかってしまう。
- ③ 土地を売ったり、土地を担保にしてお金を借りることができない。
- ④ 相続登記の際に、必要な住民票の除票などの書類が、保存期限の経過などにより取得することが困難になってしまう。

など、様々な問題が発生しますので、相続登記は早めに行っておくことをお勧めします。

次回は、第2回「誰が相続人になるの？」をテーマにご案内します。

○問合せ／札幌司法書士会 ☎ 011-272-9035

HP <http://www.sihosyosi.or.jp/>



住宅用火災警報器を設置しましょう！



平成27年4月号 ふれあいの里 新しのつ村 ⑱